

令和5年度事業計画

食の安全確保が強く求められている今日、消費者に安全で安心な食品を提供するという社会的使命のもとに「食品の自主的衛生管理の推進」「食品衛生思想の普及啓発」等の事業について積極的な推進を図る。

1. 食品衛生推進及び普及啓発事業

(1) 自主管理体制の確立

食品衛生に係る者の人材育成や資質向上を図り、食品による食中毒、その他衛生上の危害の発生を防止するため、次の研修会並びに講習会等を開催する。

- 1) 食品衛生責任者養成講習会（e-ラーニング方式令和4年10月導入）
- 2) 食品衛生責任者実務講習会
- 3) 食品衛生指導員(推進員)研修会
- 4) 手洗いマイスター認定講習会
- 5) ふぐ処理者認定試験

(2) 自主的衛生管理の普及活動

食品衛生指導員が食品等事業者の食品衛生に対する意識の向上を図るため、巡回し助言、情報提供等を行う。

1) 基本方針

- 巡回指導は笑顔と挨拶から
- 少しの改善がお店や事業の発展に
- 衛生的な手洗いの徹底
- 巡回指導は模範となる身支度で

2) 巡回指導重点項目

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り」
～HACCPによる衛生管理の周知徹底～

3) 食の安心・安全・五つ星事業

令和3年6月よりすべての食品関連事業者は、HACCPによる衛生管理が完全義務化となっており、会員はじめ食品等事業者に対して積極的にHACCP対応型五つ星事業の取組を勧め推進を図る

(3) 自主的衛生管理の高度化

食品営業施設の自主的衛生管理の高度化を図るため、秋田県 HACCP 認証制度の普及推進を行うとともに、審査会を開催し認証業務を行う。

(4) 食品衛生思想の普及啓発事業

- 1) 食品衛生の向上を図るため、食品等事業者に対し自主衛生管理についての助言等を行う。また食中毒警報の発令等により注意喚起を行う。
- 2) 11 月から 1 月までの 3 か月間を「ノロウイルス食中毒予防強化期間」とし、県民に対する確かな情報提供や営業施設への巡回並びに注意喚起を行い、食中毒事故の予防を図る。
- 3) 食品衛生・感染症予防の基本である「手洗い」について、将来を担う子供達と食品等事業者を対象とした「手洗い教室」を県内全域で開催する。
- 4) 食中毒予防のためのチラシの配布、ホームページや「食協だより」により情報提供を行う。

2. 会員や関係団体等の支援に関する事業

(1) 賠償共済等事務補助事業

食品営業者の不慮の事故や災害に対応するため日本食品衛生協会が実施する食品営業賠償共済や火災・生命共済への加入を促進する。

(2) 食品等自主検査、水質検査及び腸内細菌検査実施推進事業

地区食品衛生協会や検査機関と連携し、食品等自主検査、水質検査及び腸内細菌検査の実施を推進する。

(3) 各種講習会におけるテキスト斡旋事業

各種講習会において使用するテキストを斡旋する。

(4) 食品衛生資材推奨事業

食品衛生に優れた資材を推奨し「食品衛生推奨資材」として推奨状を交付する。

3. 会員の表彰・交流に関する事業

会員を対象とする表彰や、会員間の連携、親睦を深めるための交流会「公益社団法人秋田県食品衛生協会・第6回食品衛生大会」等を行う。